

宇治市源氏物語ミュージアムにおける
キャッシュレス決済導入業務仕様書

令和6年10月

宇治市教育部博物館管理課

1. 業務名：宇治市源氏物語ミュージアムにおけるキャッシュレス決済導入業務

2. 目的：

宇治市源氏物語ミュージアムにおいて、クレジットカード及び QR コード決済によるキャッシュレス決済（以下「キャッシュレス決済」という。）を導入し、利用者の利便性向上、並びに地域活性化を図ることを目的とする。

3. 設置場所：宇治市源氏物語ミュージアム

4. 契約期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

但し、令和 7 年 2 月 1 日までにキャッシュレス決済が開始できるようにすること。

なお、導入スケジュールについては、宇治市（以下、「本市」という。）と受託者の協議により決定するものとする。

5. 設置機器：

受注者は、キャッシュレス決済を可能とするため、以下の要件を満たすキャッシュレス決済端末（以下、「端末」と記す）の準備及び設置を行なうこと。なお、設置台数は 1 台とする。

- (1) モバイル型の決済端末であること。
- (2) クレジット（磁気カード、接触 IC カード、非接触式カード）、QR コード決済が可能で、PIN 入力装置一体型端末を使用すること。
- (3) PCI DSS の現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。
- (4) 端末には SIM カードが搭載でき、端末 1 台でモバイル通信回線を利用してインターネットに接続できること。
- (5) 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信できること。
- (6) 端末には、アプリが搭載できること。搭載にあたっては、複数のアプリが選択可能であり、インボイス対応の領収書アプリも選択可能であること。
- (7) 決済に誤りがあった場合、当該決済を取り消す機能があること。
- (8) レシートプリンターを内蔵（あるいはモバイルプリンターとのセットが完了）していること。
- (9) 端末は新品未使用品であること。
- (10) 端末への給電および通信の拡張をするための付属機器（クレードル）を含めること。

6. 指定納付受託業務

- (1) 指定納付受託業務は、地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に基づき指定した指定納付受託者と別に契約し取り決めるものとする。

- (2) 指定納付受託者の対象となる収入は、別表1「収入一覧」のとおりとする。
- (3) キャッシュレス決済サービス・ブランドの種類については、以下のブランドが使用できること。その他の決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。なお、委託期間終了日までに審査等に時間を要する場合は、本市に申し出ること。
 - ア クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、DinersClub INTERNATIONAL
 - イ QRコード決済
PayPay、d払い、au PAY、メルペイ、楽天ペイ

(4) 指定納付受託の方法

- ア キャッシュレス決済による立替金の支払い方法については、納付義務者等に代わり立替払いをする「立替式方式」とすること。
- イ 指定納付受託者は、本市に代わって収納したキャッシュレス決済による立替金及びそれに係る決済手数料は各月末日を締め日として集計し、立替金全額を翌月末日(ただし、当該日が金融機関の休業日に該当する場合は、その前営業日とする。)までに本市があらかじめ指定する口座に一括して振り込むこと。また、決済手数料は指定納付受託者が発行する請求書により支払うものとし、1円未満の端数が出た時はこれを切り捨てるものとする。なお、手数料については、別表2「手数料率」に記載された料率を上限とすること。
- ウ 立替金を入金する際の振込手数料は、指定納付受託者の負担とすること。
- エ 各月ごとの立替金の内訳明細及び決済手数料の明細を入金予定日の5営業日前までに本市に通知、もしくは他の方法で確認できるようにすること。
- オ 決済手数料は、月ごとの立替金の入金確認後、指定納付受託者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出た時はこれを切り捨てるものとする。但し、当該支払い方法について他に提案がある場合は、この限りではない。
- カ 決済手数料の支払いは、月ごとの収入金額の総額から決済手数料を相殺することなく、別途請求書により本市から指定納付受託者に支払うものとする。
- キ 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。また、決済ブランドの将来的な機能追加等については、その都度提案すること。
- ク 定めのない事項及び疑義については本市と指定納付受託者の協議により決定するものとする。

7. 端末のセットアップ・操作研修

- (1) 端末の設置、セットアップのサポートを行うこと。また、導入時の端末の設定内容等については、発注者と調整のうえ、決定すること。
- (2) 端末の操作に関する職員研修を行うこと。研修実施回数、研修方法、研修実施日程

等については発注者と協議のうえ決定すること。

- (3) 端末の仕様、操作マニュアルを納品すること。操作マニュアルには、決済取消時の対応や誤操作時の対処方法等についてもわかりやすく記載すること。
- (4) 端末の故障やトラブルなどの発生時には、その対応と連絡方法、サポート体制等を明確にし、迅速に対応すること。

8. その他

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 本市は受託者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。
- (4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に発注者によって有益な提案がある場合は積極的に提案すること。
- (5) 受託者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項が生じた場合について、本市と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策及び保証制度を導入すること。

別表1 収入一覧

種類	金額
観覧料（大人）	1人につき 600円
観覧料（小人）	1人につき 300円
観覧料（大人割引）	1人につき 480円
観覧料（小人割引）	1人につき 240円
観覧料（大人減額）	1人につき 300円
観覧料（小人減額）	1人につき 150円
図録代①	1冊につき 1,000円
図録代②	1冊につき 500円
グッズ代	1個につき 300円

別表2 手数料率

決済種別	ブランド種別	決済手数料 (※決済サービス利用料含む)
クレジットカード	VISA/MasterCard	(非課税) 3.00%
	JCB/AMEX/DinersClub	(税抜き) 3.34%
QRコード決済	PayPay	(税抜き) 3.10%
	楽天ペイ/d払い/au PAY/メルペイ	(税抜き) 3.39%